

平成29年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	平成30年1月11日（木）午前10時から正午
場 所	逗子市役所4階 議会会議室
出席者	[委員] 南川 秀樹、橋詰 博樹、松岡 夏子、鈴木 マリ子、 山崎 純一、渡邊 仁史、尾方 克実、田宮 良子、 山上 寿美
欠席者	[委員] 無
事務局出席者	環境都市部長 田戸 秀樹 環境都市部次長（減量化・資源化担当） 資源循環課長事務取扱 石井 義久 資源循環課資源循環係長 土屋 直之 資源循環課資源循環係専任主査 鈴木 均 資源循環課資源循環係主任 城田 桃子 資源循環課資源循環係主事 佐藤 節 環境クリーンセンター所長 藤井 寿成 環境クリーンセンター副主幹収集係長事務取扱 中村 純一 環境クリーンセンター処理係長 松岡 幹夫
会議公開の可否	可
傍聴者	0名
議題等	(1) 平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）について (2) し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について (3) 「「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について」答申書（案）について (4) その他 ア 葉山町の可燃ごみ受入れ処理状況について イ 葉山町との可燃ごみ及びし尿等の共同処理に係る事務委託につ

いて

ウ 2市1町ごみ処理広域化検討状況について

エ その他

- 配布資料
- ・資料1 し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）にかかる制度改正に関するパブリックコメントの実施結果について
 - ・資料2 「「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について」答申書（案）
 - ・資料3 逗子市の下水道

机上配布資料

- ・平成29年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第
- ・平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録（案）
- ・資料1-2 （参考）パブリックコメント以外で寄せられた意見等
- ・資料2-2 条例等改正新旧対照表
- ・資料4 葉山町の可燃ごみ受入れ処理状況
- ・資料5 事務委託に係る地方自治法条文抜粋
- ・資料6 ごみ処理広域化の経緯

【事務局】 改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

本日は年始のお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより、平成29年度の第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

本日は、委員、現時点で8名のご出席をいただいております。松岡委員につきましては、おくれてくるという連絡がございましたので、定刻ですので、開催させていただきますが、逗子市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第2項の規定により定足数を満たしているということで会議は成立していることをご報告いたします。

また、本審議会は、個人情報等、特に秘すべき内容を取り扱うものでないことから、本市の情報公開条例の規定により会議の傍聴を認めることとし、傍聴希望者がございましたら順次入場していただくことといたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お持ちでない委員さんは、お申し出いただければご用意いたします。

本日、事前に資料もお送りしたところですが、一部資料の体裁を整えた部分もございますので、差しかえということで全資料を一括で机上配付をさせていただきます。机上配付させていただいた本日の資料といたしまして、まず、平成29年度第3回逗子市廃棄物減量等推進審議会次第でございます。続きまして、平成29年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会議事録案、前回の議事録案でございます。続きまして、資料1といたしまして、し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）に係る制度改正に関するパブリックコメントの実施結果について、資料1-2といたしまして、(参考)パブリックコメント以外で寄せられた意見等という資料でございます。資料2といたしまして、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正（し尿処理及び浄化清掃に係る制度改正）について答申書案でございます。資料2-2といたしまして、こちらA4の横長のホチキスどめの資料になりまして、条例と関連の規則の新旧対照表となっております。続きまして、資料3といたしまして、逗子市の下水道、本市の下水道課で取りまとめている資料でございます。資料4といたしまして、逗子市と葉山町の共同処理（燃やすごみの焼却処理）の進捗状況についてという資料でございます。資料5といたしまして、地方自治法抜粋の資料になります。資料6といたしまして、ごみ処理広域化の経緯という資料でございます。あと、もう1枚、参考に、逗子市の社会福祉課からの委託事業として行っている生活困窮者の自立相談支援事業・家計相談支援事業の周知のためのチラシに

なっております。こちらにつきましてはパブリックコメントの結果を踏まえた対応ということで、後ほどパブリックコメントの説明の中でもご説明いたしますけれども、生活支援の必要と思われるようなご相談があった場合には福祉部担当所管と連携して対応するというところで、一度社会福祉課と協議をした中で連携してこういった案内につなげていきたいと、そういったところの調整を行ったというところでございまして、その関係の資料として参考にお配りさせていただきました。

本日お配りした資料は以上になりますけれども、過不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【南川会長】 では、今年最初の審議会でございます。よろしくお願いいたします。

もし資料ないことがわかったら、そのとき言ってくださいね。また事務局に配付をお願いいたします。

それでは、議題の1でございますけれども、前回の10月23日の審議会の議事録でございます。

これにつきましては、事前に皆様にお送りいたしまして確認をさせていただいたところでございます。特にご意見がなければ、これで確定したいと思います。よろしいでしょうか。

では、前回議事録につきましてはこれで確定ということにさせていただきたいと思います。

それでは、中身の審議に入ろうと思います。

まず、議題2でございますが、し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）に係る制度改正に関する意見募集、パブコメを行ったわけございまして、その結果について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 では、事務局から説明をさせていただきます。

資料1と資料1-2、こちらをごらんいただきたいと思います。

資料1でございますけれども、パブリックコメント、し尿処理及び浄化槽清掃（汚泥処理）に係る制度改正に関するパブリックコメントを平成29年11月22日から12月21日までの30日間で実施いたしました。その間に正式な形としてパブリックコメントとして寄せられたものが5件ございます。人数的には4人という形になっております。1人で2件の方がいらっしゃいます。

意見の内容の概要ですが、こちらは許可業者制移行に関するものが1件、世帯の負担に関するものが1件、下水道接続工事に関するものが3件、計5件となっております。

それから、市の対応としましては、この表のところなんですけれども、上のほう、意見を反映して素案を修正するものはゼロ件、意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているものはゼロ件、意見は反映させないが、今後の事業実施等に参考とするものがゼロ件となっております、実際に意見を制度改正に反映するものはないという形になっております。それから、その下の三角より下なんですけれども、意見を反映することは困難のため、素案どおりとしたものが2件、それから、ひし形の今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うものが3件の計5件の内訳となっております。結果として意見を制度改正に反映するものがないという形となっております。

細かな内容に移りますが、その下の表にありますとおり、許可業者制に移行に関すること、こちらが1件ございますが、こちらは手数料の個人負担増はやむを得ないと思うが、事業としては従来どおり市でやってもらいたいという意見が1つございました。こちらにつきましては、公共下水道の整備に伴いまして、し尿浄化槽汚泥の処理量が減少したことで費用対効果が極めて悪化しているところで、し尿等処理事業の合理化・効率化を図るために許可業者制に移行することは妥当と考えていると制度改正に賛成の理由を述べております。

それから、次の世帯の負担に関すること、こちらは制度改正についてというよりやや個人的な事情による意見ともとれますが、生活がかなり苦しいというところで今この許可制度に移行されるのは困るという意見が出ています。市の対応としましては受益者負担の公平性の観点、制度改正ということですので、個人的な事情への対応はなかなか難しいというところで、ただ、先ほどこよつと説明がありましたけれども、このような個人的な理由があるようでしたら、福祉の関係部署と連携して生活保護の自立相談支援事業の、生活困窮者に対する支援事業をやっていきますよというチラシ等をお配りする、もしくはそちらに案内する等して福祉関係部署と連携をして対応を図っていきたいと考えております。

それから、次の下水道接続に関すること、工事に関することなんですけれども、寄せられているご意見としましては、さまざま個々の事情がありまして、借家であったりですとか、あと、土地の状況等で物理的にできないというご意見をおっしゃっておりまして、それに対し、市の対応としましては、今回の制度改正はし尿等処理事業の合理化・効率化を図る適正な制度改正ということと受益者負担の公平性を図るものであります。下水道施策に関すること自体は、今回の制度改正の趣旨からは別の扱いのものになってしまうというところで回答しております。

パブリックコメントは、正式に寄せられたました5件の回答になりますが、もう1枚の資料1-2のほうをごらんください。こちらは電話、もしくは窓口等に、パブリックコメントの正

式な手続ではないんですけれども、寄せられた意見になります。やはり同じように個人的にその事情でなかなか工事ができないとか、あと、料金的な問題で厳しいなど、細かな、具体の事情をお話しになっていて、なかなかその許可制度移行については厳しいという意見が多かったという形になっております。

それから、一番下の参考のところにあります、パブリックコメントを開始してから市の下水道課に下水道接続に関する問い合わせが2件あったということを確認しております。

資料1と資料1-2の説明は以上です、それに続きまして資料2-2ですが、こちらは今パブリックコメントを行いまして、こちらを踏まえましてこの後の議題の答申書を審議していただくんですけれども、そこが答申書、このパブリックコメントの結果と答申書を踏まえまして今やろうとしている許可業者制度移行を、条例改正という市の条例と規則、これらを変えなければいけないので、変えるといった場合のどのような改正になるかというものをあらわした新旧対照表になります。細かなことでなかなかわかりづらんですけれども、市ではし尿等浄化槽清掃の事務をかつては直営、今は委託でやっておりますので、こちらが許可業者制度に変わることによって、こちらの条例のところから別表等で金額等を設定しているんですけれども、この部分が基本的にはなくなるということになります。許可制度になりますので、業者が各お宅と契約しまして、直接許可業者が伺ってお金を徴収するという形になります。その条例改正、規則改正をした場合の、左から右に変わるといったものになります。

それから、先ほど先に説明しましたが、最後の資料で生活保護と生活困窮者の対応としましては、社会福祉課と、社会福祉の部署と連携して対応を図っているという形になります。

雑駁ですが、説明は以上になります。

【南川会長】 はい、ありがとうございました。

ちょっとすいません、確認のために皆さんに少し説明を追加してほしいんですが、要は、これ下水道に、今浄化槽なり、それから、くみ取り式で市に頼んでいる方について言えば、下水道に、例えば、つなぐか、あるいは民民で、結局市の許可業者に頼むことになるわけですね。特に後者の場合だと、前回もちょっとありましたが、大体今幾らになると思えばいいんですかね、イメージとしては、1家族について。

【事務局】 答申書案の2ページのところの3、受益者負担の適正化についてというところで少しその辺の計算も参考に盛り込まれていると理解しておりますが、こちらに……。

【南川会長】 ざっくりと、大体月幾らとか、幾らぐらいとか、そんな感じでいいのです。

【事務局】 月というか、年間での比較で、くみ取りの場合はこれまでかなり低廉な水準に

抑えられていた制度になっていますので、2人世帯で年間1,920円で、浄化槽の場合は、逗子市の状況を見ますと、容量1.5立米未満の世帯が多いという状況を見ますと、その世帯の場合で、法定ですと1回清掃が義務づけられているんですけど、2回清掃したとしても約1万円程度と、1回だと四、五千円というところだということでございます。

公共下水道接続世帯の平均的な使用料としては、下水道課と確認をしているところでは2万円から3万円程度かなというところのようです。

【南川会長】 年で、下水は年二、三万でしたか。

【事務局】 年間です、はい。

【南川会長】 これは上水とあれ、一緒に請求来ますけど、分けて考えているんですかね。

【事務局】 分けて、はい、下水道だけです。

【南川会長】 僕、請求書を見ていないんですけど。

【事務局】 下水道だけ。

【南川会長】 そうですね。そうすると、くみ取りもその浄化槽の人も今は2,000円とか、1万円ぐらいですけども、これもやっぱり民民になると、大体月、年に2万とか、そんな想定ですかね。

【事務局】 そちらが……。

【南川会長】 アバウトで結構ですが。

【事務局】 パブリックコメントで出していた数字なんですけど。

【南川会長】 参考になるから。

【事務局】 すいません、失礼しました。し尿の場合でいいますと、これもあくまでも試算……。

【南川会長】 これはもうしょうがない、はい。

【事務局】 個別の世帯とか、家の状況によって変わるということであるんですけども、年間3万円から4万円ぐらい。浄化槽につきましては、それほど上がり幅はないのかなというところではあるんですけど、2万円弱ぐらいになるということです。

【南川会長】 これは目安までに伺っただけです、はい。

以上がパブコメの結果でございますが、これについて皆様からご質問なり、ご意見なりございませんか。

採否の理由とかいうところも含めてコメントなり質問があればいただきたいと思います。

【橋詰委員】 1つだけ。

【南川会長】 どうぞ、橋詰さん、はい。

【橋詰委員】 これは該当するところが100世帯ぐらいあるんですかね、100戸ぐらいですかね。そこに対しては個別の説明をやっていたんですか。

【事務局】 直近の実績では、対象は80世帯でございまして、くみ取り対象世帯が46世帯で、浄化槽の対象世帯が34世帯、合わせて80世帯が直近の対象世帯ということで、そちらについては個別に郵送でパブリックコメントを実施しているという案内は送付させていただいております。

【橋詰委員】 こんなんで案内が届いたが、内容がわからないとか、そういう返事が来たりしたわけですね。

【事務局】 そうですね。中には2件ほど、パブコメのこの資料が送られてきたということで、下水道課に接続するにはどうすればいいんだという相談もあったという、そういう反応があったということです。なので、個別に郵送でお知らせをして、反応があったものがこの正式なパブコメで寄せられたものと、正式なパブコメの手続ではないですけど、電話等で寄せられた意見、これが全てであるというところがございます。

【南川会長】 これ、し尿処理の業者さんとか、そういう浄化槽の清掃業者さんというのは逗子市にいるんですか、あるんですか。

【事務局】 市内にはなくて、現状委託でやっているのは鎌倉市に会社がある業者さんです。

【南川会長】 鎌倉市は、そうすると、結構浄化槽とか、まだくみ取りとかいるんですかね。

【事務局】 そうですね、その業者は鎌倉でも委託、あるいは許可を受けてやっている聞いています。

【南川会長】 そうか、鎌倉でもまだ100%じゃない、下水100%じゃないんですかね。

【事務局】 そうですね、はい。

【南川会長】 違うんですか。そうなんだ。

どうぞ。

【渡邊委員】 これ許可業者になると、業者さんって変わるんですか。許可業者さんになると、今やっている……。

【南川会長】 何か申請を受けるわけですね、そうすると。

【事務局】 そうですね。

【渡邊委員】 変わるようになるんですか。

【事務局】 市が許可を与えるわけなので、業者に許可を与えると。

【渡邊委員】 業者さんがやる気があれば引き続き。

【事務局】 そうですね。

【渡邊委員】 許可をもらって契約を新たにということですよ。

【山崎委員】 ちょっとよろしいですか。

【南川会長】 どうぞ。

【山崎委員】 対象80世帯に対して説明して、約5件の意見があったということですが、そのほかの人は納得していたということなんですか。そういう感じでいいんですか、理解としては。

【事務局】 いや、そこは何とも……。

【山崎委員】 わからないんですか。

【事務局】 いずれにしても、郵送したものは戻ってきていないので、確実に届いているはずではあります。その結果、反応があったのがこの件数であるというところ、なかなか個別に電話してどうですかと聞くわけにはいかないの、パブリックコメントの状況としてはこういう状況であるということです。

【南川会長】 皆さん、いかがですか。

結構パブコメ以外の方というのは、一般の方がホームページとか見て意見を寄せてきたということですか、参考の意見というのは。

【事務局】 2番の参考の意見については、逗子市の廃棄物減量等推進員さんを集めた会議が年に2回ほど開いているんですけど、そこでこういったパブリックコメントをやっています、制度改正を検討していますということを周知したところ、こういった意見があった。あと、5番の意見もどちらかというと賛成寄りの意見なんだろうと思うんですが、これはこういった形で知り得てなのかというところはちょっとわかりません。

【南川会長】 これは少なくともホームページか何かでは。

【事務局】 もちろん。

【南川会長】 案内したわけですから、誰でもアクセスできるわけですね。

【事務局】 はい。パブリックコメントです。

【南川会長】 あと、この意見等の1-2の3番でいくと、水の流れが悪くて下水道に接続できるか心配とか、こんなこと実際あるんですか。上水、下水道間違えているんですかね。僕はあまりわからないんですけど。

【事務局】 下水道課ともちょっとこの間いろいろ情報交換している中では、下水管が通っ

ているところよりもこの低い位置に家があって、なので、ポンプで上げるのか、あるいは2階とかにトイレをつくって下水管よりも高い位置にするのかとか、なかなか高い位置にあることで簡単につなげないような状況もあるというような情報は一部聞いたりとかはしています。

【南川会長】 皆様、あとよろしいですか。

【鈴木委員】 ちょっといいですか。

【南川会長】 どうぞ鈴木さん。

【鈴木委員】 3番の上のパブリックコメント通知票、実際の方の文章が書いてあるんですけど、料金を払っていないで、以前は納付書で払っていたが、いつからか納付書が届かないので、払いようがない、収集に来てくれなくなるのか、これはどういうことなんですか。

【事務局】 これについては、おそらく減免の対象になっているということで、現状でし尿処理手数料が減免になっていますのは、生活保護受給世帯と、あと、前回も少しご説明いたしましたけれども、平成25年度まで60歳以上の高齢者の単身世帯を減免するという制度が長年続いていたというのがありますので、その対象なのか、どちらかなのかというところだと思います。

【鈴木委員】 こういう方はこれからどうなるんですか。

【事務局】 生活保護の受給世帯については、現時点の市の考えでは、下水道使用料も減免になっていることとのバランスを考えますと、あと、通常の一般廃棄物の処理手数料は全て減免対象になっていることを考えると、引き続きし尿も減免扱いにと考えているんですけど、高齢者の単身世帯は、減免はやめたいと考えています。

【鈴木委員】 ちなみに……。

【南川会長】 どうぞ。あっ、ごめんなさい、鈴木さんがちょっと。

【鈴木委員】 ごめんなさい。こういう方と言ったら申しわけない、何人ぐらいというか、どのぐらい……。

【事務局】 生活保護受給世帯が4名で、あと、それ以外の高齢者単身世帯ということでは18名です。合計で22世帯です。

【鈴木委員】 その人たちはくみ取りか、浄化槽かどっちかと。

【事務局】 くみ取りです。

【鈴木委員】 くみ取り。

【事務局】 はい。

【鈴木委員】 わかりました、ありがとうございます。

【南川会長】 はい。

では、渡邊さん。

【渡邊委員】 ちょっとそれに関連して2点ほどなんですけど、これ、まず、80世帯は全部下水道区域内ということでよろしいんですねという確認が1つと、あと、許可制度になって料金が高くなるんですけど、その後、適正に処理をしなくなる、要はお金を払わなくなる方が出る可能性は考えられると思うんですけど、それに対するフォローアップみたいなことは何かお考えにはなっているのでしょうか。

【事務局】 1つ目の質問については、すいません、調整区域に該当の世帯があるかというところまでは調べておりません。あってもかなり少ないんだろうと思いますが、そこは制度移行に当たってはきちんと調べたいと思います。

もう1つのところについても、そこは現時点では、現時点でそうなったらこういう手当をしますよというところまでは考えておりません。一応予定では制度改正をすれば、今度の議会に条例改正を提案いたしまして、今年は3月下旬に市議選がある関係で議会が1カ月通常よりも早いので、2月の末か、あるいは3月の頭ぐらいに議決が得られるというスケジュールになります。そこからすぐに許可業者の許可も与えて、基本的には許可業者で契約の手続を対象世帯としていただく中で、いろんな相談があったときには、そこはしっかりと場合によっては福祉部担当所管であったり、下水道課と協議しながらちゃんと対応していきたいと思っています。

【南川会長】 はい、どうぞ。

【渡邊委員】 何か最近浄化槽の適正処理ということで、この前も静岡県さんがすごいたたかれていますけど、そういった事例も見られるので、この改正自体は私は賛成はしたいと思うんですけど、そういったフォローアップはぜひ考えていただければなと思います。そういう意見なので。

【南川会長】 はい、ありがとうございます。

あと皆さんいかがですか。よろしいですか。

【橋詰委員】 資料1の2の方と資料1-2の1の方、内容はほぼ同じように思う。この方は福祉部局の対応でできればいいのかなと思う。資料1の下水道接続工事のところだと、借家なので入れられないというようなコメントが大分あります。下水道側の話だと思いますが、こういう人たちが残るおそれがある。廃棄物部局の話ではないかもしれないけれども、そういう経験も踏まえながら借家対応もやっていただかないと、板挟みになってしまいそうな感じがし

ます。

【南川会長】 業者さんとちゃんと契約を結んで払ってくればいいですけど。

【南川会長】 契約を結ばないとか言われちゃうと今度は困っちゃうんですけどね。あとは金額の問題も多分契約で書くでしょうから、そのあたりは、でも、どこの市町村でもこれまであった話ですし、別に逗子だけの話じゃありませんから、業者もわかっているでしょうし、トラブればまた市が中に入って調整するとかいうことはお願いしたいと思いますけど、はい。

どうぞ田宮さん。

【田宮委員】 やっぱりフォローアップしていかないと物が動かないかなと思います。その事事例でいろいろあるでしょうけれども、やはりそれに合ったフォローアップをしていかないと事が進まないと思っています。

【南川会長】 そこら辺はまたいずれにしても制度改正が済んでから、フォローアップはまた役所でしっかりとお願いしたいと思います、はい。

では、パブコメの件は以上にさせていただきます。

では、これについては終了しまして、次に、議題3でございます。逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）についての答申書案ということでございます。

これにつきましては昨年の8月に逗子市長から諮問を受けまして当審議会で審議をし、別紙のとおり案をまとめたところでございます。事務局で答申書案の読み上げをお願いいたします。

【事務局】 （資料2「逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」の一部改正（し尿処理及び浄化槽清掃に係る制度改正）について」答申書（案）についてを読み上げ）

【南川会長】 ありがとうございます。

では、この答申案につきまして委員の方からご意見、あるいはご質問ございましたら、どうぞおっしゃってください。

どうぞ渡邊さん。

【渡邊委員】 すいません、事前に送られたときに聞けばよかったのかもしれないんですけど、2ページ目の3番の受益者負担の適正化についての説明がちょっと私はわかりにくくて、2段目の段落の3段目ぐらいに、くみ取りの単価36リッター2,800円が原価という部分になります。ここまではわかるんですが、今回の制度改正により許可業者制に移行した場合、近隣の鎌倉市と葉山町の料金水準を参考にすると高いほうの水準でも36リッターで723円に抑えられるというのが何に対して723円に抑えられるというところが、これだと意味がとれ

ないと思うんですけど、おそらくこれ近隣の鎌倉市と葉山町の町によるし尿浄化槽汚泥処理は36リッター723円に対して今の逗子市の2,800円だから、葉山町に入れたほうが2,800円から723円に抑えられますよということが言いたいということによろしいんですかね。

【南川会長】 723円は想定ですよ、これ1つのね。

【事務局】 受益者負担の適正化という考えによるということであれば、処理経費の原価が基準になって、通常行政サービスとして原価丸々ということはないんですけど、一応1つの指標にはなるということです。市のいろんな手数料とか、決定するときにはやはりまず原価計算をしてそれに何%というところは確認しながら手数料を設定していくというところがあります。そういう考えに基づいて、まず、現状で処理原価幾らかかっているのかというのが28年度の決算と処理量で考えますと、28年度はリッター当たり78円原価として処理経費、行政コストとしてかかっている。それを、くみ取りは昔から36リットル当たりでやられているというのがありますので、36リットル当たりの原価ということだと、2,800円現状では行政コストとしてかかっている。極端な話をすると、それを丸々負担してもらおうということも1つの考え方としてはあるんですけども、いずれにしても原価はその金額であるということなんです。

それに対して、今回許可業者制に移行した場合には、鎌倉市と葉山町、近隣の業者がくみ取りを行っている場合の料金水準と大体均衡を保った料金水準に当然なるだろう。あるいは行政としても許可を与えるに当たってはちゃんとその均衡を維持するように指導しながら許可を与えるということになるので、パブリックコメントで葉山町、鎌倉市の水準というのはお示ししているわけなんですけれども、鎌倉市の業者がくみ取りを行っている場合の経費計算での水準が36リットル当たり723円ということなので、鎌倉市と同水準の料金で業者がくみ取りを行った場合には36リットル723円の負担でくみ取り世帯はくみ取りしてもらおうことになるということ表現しているということです。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 もう1回整理したいんですけど、これは逗子市が収集を原価どおりにやるとすれば2,800円かかるのところ、民間委託すると723円に抑えられるということによろしいんでしょうかという話と、それは葉山町に今度はその業者さんが持っていくということになると思うんですけど、この723円というのは葉山町さんの利用手数料というか、持ち込みによる手数料かな、も含まれて723円になるということなんですか。

【事務局】 いや、葉山町に処理をお願いする処理の部分の話は全く別です。

【渡邊委員】 ごめんなさい。そうすると……。

【事務局】 くみ取りにかかる経費ということです。

【渡邊委員】 そうすると、ごめんなさい、すいません、この経費というのは、経費2,300万円というのは収集にかかった経費が2,300万円で、処理にかかった費用ではないということよろしいんですか。

【事務局】 いや、その2,300万円は収集も処理も含めた…。

【渡邊委員】 含めた形でですね。

【事務局】 総経費です。

【渡邊委員】 そうすると、これ723円の比較と2,800円の比較というのはちょっと何か、片やこれはあくまで収集側が723円であって、こっちは、逗子市は処理も含めて2,800円ですよということを言っていると思うので、比較対象がちょっと違ってないでしょうか。

【事務局】 厳密に言うとそうなんですけれども、ここはこのくみ取りの対価を払う負担を市民の目線でわかりやすいように書かれているということだと思います。そういう意味では、今回の制度改正でくみ取りにかかる経費は許可業者制に移行して民民の契約でやってもらう。葉山町に処理をお願いすることによる処理にかかる経費というのは、そこは行政が持つということなので、そこまでちょっと切り分けて書くとかなり複雑な書き方になってしまうので、単純に市民の負担として、全体の受益者負担としてはこのぐらい行政コストがこれまでかかってきたんですと、それを指標にした上で今回の制度改正では市民負担はこのぐらいになりますと、そこの比較においてどうなのかというところをここで表現されているのかなと思います。

【南川会長】 今だったらくみ取り浄化処理とか、し尿を分ける必要が全くないですから、それが36リットルだとすると2,800円だったと、本来払うんだと。それが今回の措置で民民でやってもらったとしても723円ぐらいだろうということで理解すればいいと思うんですけどね。確かにおっしゃるとおり、くみ取りと、それから、処理と両方お金かかるんですけど、あまりそこまで書く意味もないと思います。要は払う人が幾ら払えばいいんだという負担感がわかればいいかなと思うんですけど。

【渡邊委員】 すいません、ちょっと。

【南川会長】 どうぞ。

【渡邊委員】 すいません。それであれば、何か経費の2,300万円のうちの収集に係る部分だけの比較でやったらわかりやすくはならないんですかね。すいません、私がこれ今の説明の中で気になったのが、この答申というのは誰に向かって出すもの、議会というか、市の負担の軽減について出すのであれば、市の負担金額がどれぐらいに抑えられるという視点でつくる

べきだと思いますし、何かこの部分は今のお話だと実際の市民さんがどれぐらい負担がかかるのかというのがこれぐらい、2,800円が、2,800円じゃないんでしょうけど、収集料金が723円に抑えられますよという市民視点で行くのであれば、収集の部分の話をするべきだと思いますし、市全体の市税の削減を視点で行くのであれば、2,800円という数字が幾らに下がりますよという話で、どちらの視点でも構わないと思うんですけど、どちらかに統一すべきなのではないかなと思うんですけど、さらに言うと、その上の受益者負担適正化についての1段目では2世帯当たりで年間1,920円、もしくは年間約1万円の負担というのが36リッター当たり723円というのはどちらにしてもこれが36リッターで何回収集することになるのか、三、四万だから、割り返せばいいと思うんですけど、どれぐらい収集しているのかわかりませんが、ここであくまで上の段で1,920円と1万円の市民の視点で行くのであれば、そのまま市民の視点で行くのであれば、下も本来逗子市では収集に幾らかかかっておったところが、2,800円のうちの幾らかかっていたところが723円に抑えられるということと、あと、市民については受益者負担の適正化という視点から1,920円から幾らになりますよというところをちゃんと表現しないといけないんじゃないのかなというか、これだと何を説明しているのかちょっとわかりづらくはないですかね。別にいいんですけど、突っ込まなければ別に全然構わないんですけど。

【南川会長】 でも、基本的には市長さんに対する答申。

【渡邊委員】 はい、ですよ。

【南川会長】 これ自身が当然ながら条例を議論するときに市議会にも提出されるということだと思うんですよ。ですから、行政と、それから、市議会ですから、当然市民の代表ということですから、まず、両方に向かって出すと思ったほうがいいと思うんですけどね。

【橋詰委員】 構成としては2番がその事業としての合理化・効率化の必要性、3番が受益者負担の適正という分け方はしている。受益者負担のところは、幾ら払ってもらおうかという数字がわかりやすく入っていて、一方、事業の効率化・合理化のところはさらっと書いてあるけど、数字が入っていないので、印象としては、今渡邊さんがおっしゃったように、この3のところに書いてある数字だけが見えてしまう。2の事業の合理性のところでも市としての処理事業経費として予算的にはこのぐらいあるということですよ。それを答申に書くのがいいのか、参考資料のほうがいいのかはともかくとして。

【渡邊委員】 そうなんです。その辺が私よくわからない。

【渡邊委員】 はい。

【南川会長】　　そういう意味では答申とは別に資料として当然議会とか出されるわけでしょうから、実際どれだけ市が負担しているかということはきちんと出したほうがわかりやすい気はしますね。別に特定の方だけいじめるという目的でやっているわけじゃありませんし。

これ80世帯まで減少していますと書いてありますが、逗子市は今2万世帯ぐらいですか、大体。

【事務局】　　2万4,000くらいです。

【南川会長】　　2万4,000ですか。

【事務局】　　今の橋詰委員さんのおっしゃられた点なんですけど、パブリックコメントの資料自体に経費の削減効果というのは、経年の24年度から28年度までのこの経費の推移と処理量の推移を載せています。そこで、許可業者制移行と葉山町での共同処理の実施によって2,000万円ぐらいの削減効果が出るということは載せております。当然市民ないし議会等説明するには両方合わせて、答申書にパブコメで出した資料を一つ一つを全て載せるというところまで、するかしないかというところもあろうかと思うんですけど、ただ、あの表を載せるということはあってもいいのかもしれないなと思います。

【南川会長】　　そうですね。セットでやってある必要はあると思うんですが、議会で議論するわけですから、はい。

【山上委員】　　今の数字のことはちょっと置いておいて、私はこれを見たときにすごくわかりやすいなと思いました。この3ページでよくまとまっているし、すごくわかりやすいなというのが印象的でした。

【南川会長】　　あとはいかがでございますか。

【橋詰委員】　　「今回の制度改正」という言葉であらわしているものは、この条例や規則の改正案ということでしょうか。この答申案の中では、「今回の制度改正において」と頻繁に出てくるが、今回の制度改正は一言で何だと言われると、答申案ではなく、ここまでの説明資料で示したものというふうに理解するしかないですよ。

【事務局】　　条例・規則の中に許可業者制にするとかいう表現は出てこないもので、市が直営、または委託でやっていたときの手数料の規定が不要になるので、削除するというだけの条例改正です。条例改正としてはそうなんだけど、条例改正して何をするのかということは廃棄物処理法と浄化槽法に基づく許可業者制によってし尿と浄化槽清掃の制度を直営、または委託でやっていたものを制度改正するという改正になります。

【南川会長】　　条例のところは、単純に言うとその部分を、今やっている部分を抜くだけで

すよね。

【事務局】 抜くだけなんです。

【南川会長】 あとは、だから、そういう意味で廃掃法内の、浄化槽法の一般則に移ってしまうということで、許可業者も当然ながらそちらの制度として市が権限を持っていますから、それでもって許可業者を選択して指名するとかいうことになるんですね。

当然ながらし尿も廃棄物ですから、廃棄物処理法の対象になりますので、特別の定めがなければ全部それに従って許可業者を市町村長が指名して決めて、その業者だけがさまざまな事業活動がそこでできるということになります。そういう意味ではその条例だけじゃないんですね。廃掃法の原則に戻るということですが。

はい、どうぞ。

【渡邊委員】 そういった作業の内容は何かこういうところに一言入れておく必要はないんですか。例えば、許可業者制に伴い市では許可業者を指定しますとか。あとは何ですかね、それぐらいですかね。あと、条例改正……。

【橋詰委員】 形式論ですが、ここでいう「制度改正」とは何かというと、諮問書がありこの条例改正案があって、これで完結しているかというとしていないんですよ。実際何かというと、今までの資料で縷々説明されている内容であり、その説明資料みんなセットでそれを含めて制度改正として認識してこう答申している、というのが多分実際だと思います。ですから、答申文だけでは完結しなくなりますよね。

【南川会長】 それはしていません。

【橋詰委員】 そうすると、何年何月に説明を受けたあの資料に関してとか、何とか入れておかないと、一体何を検討したのかわからないですよ、この紙だけ見ても。議事録を見ればわかるんですけど、そういうことになりますね。

【南川会長】 どうしますかね。そうすると、審議会でいつどういうふうにしたかという話と、それから、これからどういう形で進むのかと、逗子市は業者は当然ながら今度条例が通ればここから外れますから、廃掃法の手続に今度移って、業者の指名とかになって、その方と契約すると。その辺の何か段取りを別途つけますかね、附属資料として、はい。そこら辺はあったほうがわかりやすい。

はい、どうぞ。

【事務局】 すいません、答申といたしましては、市の制度改正に対する審議会としての考え方をまとめたということだと思いますので、基本的にはパブコメに出したものが市の制度改

正の考え方、諮問のときの説明、諮問につけた説明資料から2回の審議会での審議を踏まえてパブリックコメントにかけた制度改正というのは諮問についての資料とは少しバージョンアップしているといえますか、また、必要な事項いろいろ盛り込んで出していますので。

【南川会長】 もしあれであれば、答申とは別にその附属資料を私と事務局でつくって、それで、議会の方とか含めて、他の議会の方もっとわかりませんから、その後その人はどうなるんだというところの廃掃法の関係の手續もありますということをちゃんと言ったほうがいいと思います。そこら辺ちょっとどういう段取りになるのかは、事務局と相談して答申とは別に附属、説明文書としてつけるということにちょっと。

【橋詰委員】 それがいいと思います。

【南川会長】 確かにわかりにくいんですね。

【橋詰委員】 後で見たときに議事録1回1回見ないとはいけませんじゃ、それじゃわからないので。

【事務局】 今の趣旨でいいますと、おそらくこれをつければ多分。

【事務局】 これが制度改正の内容、考え方になりますので、パブリックコメントに最終的にかけた制度改正の考え方ですね。

【橋詰委員】 答申書の一部とは言わないにしても、いわば一緒に動くものとして整理しておいたほうが後々便利だと思います。

【南川会長】 ちょっとそれで十分かどうかまた相談します。意外と皆さん、我々は廃掃法しょっちゅう扱っていますから、すぐわかりますけど、普通の方は廃掃法の以外に入るということはわからないものですから、そこはきちんとわかるような文章の形を考えたいと思います。そのあたり、ちょっと文章は、すいませんが、私と事務局に任せさせていただきますか。

(「はい」の声あり)

【南川会長】 それでは、この答申案そのものについて決定してよろしいでしょうか。

では、別途の文章についてはまた事務局と私で相談して決めるということにさせていただいて、答申文についてはこれで了解を取ったということにさせていただきます。ありがとうございます。では、これを答申書として決定させていただきます。

続きまして、議題4でございますけれども、葉山町の可燃ごみの経年状況についてのご説明をお願いいたします。

【事務局】 説明させていただきます。環境クリーンセンター処理係長の松岡です。逗子市と葉山町の共同処理の進捗状況について説明いたします。

逗子市と葉山町は鎌倉市、逗子市、葉山町ごみ処理広域化に係る覚書及び逗子市と葉山町のごみの共同処理方針に基づいて廃棄物の焼却処理の試行について契約を締結し、燃やすごみの共同処理の試行を実施しています。

第1試行期間は、平成29年7月1日から平成29年9月30日までで、資料4の表のとおり3カ月間の合計で葉山町から411.1トンの可燃ごみを受け入れ、1,248万995円を収入しました。その下の第2試行期間です。第2試行期間は平成29年10月1日から平成30年3月31日までで、表は12月末時点までの実績です。3カ月間の合計で1,103.47トンを受け入れ、3,350万1,348円を収入いたしました。7月当初から12月末現在までの合計で1,514.57トンの燃やすごみを受け入れ、4,598万2,343円の収入となっています。現在は第2試行期間であり、4月からの全量受け入れに向けて搬入ごみ量や搬入車両台数を増やし、運転体制についても試行を重ねながらハード面、ソフト面での問題解決に取り組んでいきます。

以上で説明を終わります。

【南川会長】 はい、ありがとうございます。

何かご質問ございますか。

これは量が増えたのは何か特に受け入れをする地域を変えたりしたんでしたっけ、葉山から。

【事務局】 いえ、そういうことではなく、始める当初から翌年度は全量を受け入れていくことを想定して量を増やしていく、全量を受け入れる体制を整えるために量を増やしていこうという考えでやっていました。最初は、交通への影響であつたりとか、炉の稼働体制の影響とかしっかり見ながらということで、少な目に始めたんですけど、第2試行期間からは、翌年度の全量受け入れに向けてしっかりと量を増やしていくということです。

葉山町の可燃ごみが年間全量ということだと約6,000トンになりますので、月当たりですと500トンということになります。なるべくそれに近づけていくような形でしっかり安定的に受け入れができる体制を整えていこうということで現状ではこういうふうに推移しているということです。

【南川会長】 12月とか、このあたりが50トンぐらいになるわけですね。

【事務局】 11月が大分かなり多く。

【南川会長】 多くて50トン。

【事務局】 450トン近く。

【南川会長】 それで、6,000トンですか。6,000万トン。うん？ 6,000万キロ。

【事務局】 6,000トン。

【南川会長】 6,000トン。

【事務局】 全量ですと。なので、月当たりだと500トンというところになるべく近づけていけるような。

【南川会長】 なるほど。そういう意味では今よりかなり増えるんですね、受け入れの量がね。

【事務局】 11月に450トンまで行って問題なく処理できているというところでは、ちょっと12月は少し落ちていますが、また1月、2月、3月とありますので。

【南川会長】 特に12月に全量に近い量を受け入れてトラブルとかなかったんですか。

【事務局】 11月のほうが一番多いわけですね。

【南川会長】 これ500トンに近いですよ、そういう意味では、月。特にトラブルとかなかったんですかね。

【事務局】 特に今のところトラブル等はございません。

【南川会長】 周りの方からの苦情とかなかったですか、運搬する経路の方から。

【事務局】 それもございません。

【南川会長】 そうですか。そうなんですかね、僕ちょっと地元じゃないから、わからないんですけど、どうなんですかね。うちの周りを車が多くて、葉山の車が通って云々とかいうことはなかったですか。

【鈴木委員】 今トンネル工事をしているので、それどころではない状況なので。

【南川会長】 別の問題がある。

【鈴木委員】 はい。

【南川会長】 そうなんですか。

【渡邊委員】 今1本通れる道が通れなくなっていて、全部違う道を、そっちのほうが大きい道なんです。ただ、そこが交通渋滞がものすごいひどくて。

【南川会長】 そうなんですか。

【渡邊委員】 全体的にその問題のほうが大きい。

【南川会長】 そうなんですか。

【渡邊委員】 はい。

【事務局】 現在のところの状況としては、8トン車に葉山町で積みかえをして、それで、1日当たり4往復、多いときで5往復というところなんです。神武寺トンネルの工事による通行ど

めもありましたので、そこに影響しないような時間帯をとということで、それもあって最初7、8、9の3カ月は少しその辺の状況も見ながら慎重に量を少な目に始めたというところでは、特段地元からもそれに対する何らかご意見いただくということはないという状況でございます。

【南川会長】 8トン車というとトラック、パッカー車じゃないでしょう。

【事務局】 積みかえ。

【南川会長】 積みかえていますよね。パッカー車で大体どのぐらい入るんですかね、あれって。大小ありますけど、普通の、この辺走っているやつで。

【事務局】 パッカー車は、今2トンの積載量です。

【南川会長】 2トンぐらいですか。

【事務局】 2トン積載になりますので、8tコンテナ車が1回当りに詰める量としてはパッカー車3台分ぐらいの持ち込みになるかなというところでは。

【南川会長】 それで、積みかえって何か特別な場所があるわけですか。

【事務局】 それは葉山町のクリーンセンターのピットの中に葉山町が集めたごみを落として、そこからクレーンで大きい車両に積みかえて持ってくるということになっております。

【鈴木委員】 それがずっと、全量やってもそれが続くんですか。

【事務局】 今のところその予定です。

【鈴木委員】 そのまんま。

【南川会長】 昔結構、それこそ大正とか、昭和の時代だと大八車で集めて、それで車に集められた、そこですごくトラブルがあったんですよね、何かうちの前が臭いとか。いや、つい最近の、そんな昔じゃないですから。

【渡邊委員】 今のところ葉山町のクリーンセンターって山の一番谷戸の奥に。

【南川会長】 そうなんですか。

【渡邊委員】 その手前側が市役所だとか、あと、その前に何かの施設があったと思うんですけど、そんな感じのところなので。

【南川会長】 ああ、そうですか。

【渡邊委員】 はい。

【南川会長】 わかりました。

ほかに。

この件、よろしいですか。

何か尾方さん、ございますか。

【尾方委員】 大丈夫です、はい。

【南川会長】 では、進めましょうか。ありがとうございます。

【尾方委員】 ちょっとごめんなさい。

【南川会長】 どうぞ。

【尾方委員】 ちょっと、ごめんなさい、退席、ごめんなさい、体調がちょっと……。

【南川会長】 わかりました。はい。どうも。また引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。

では、その次、イでございますが、葉山町との可燃ごみ及びし尿処理の共同処理に係る事務委託について説明お願いいたします。

【事務局】 はい。では、事務局から説明させていただきます。

葉山町との可燃ごみ及びし尿等の共同処理に係る事務委託について説明いたします。

先ほど説明のありました葉山町の可燃ごみの試行を今行っているところですが、4月からは本格実施ということを予定しておりまして、また、今まで議論してきました許可制度、し尿、浄化槽汚泥の処理の許可制度、こちらにつきまして逆に逗子市のほうが葉山町にお願いするという形になるんですが、こちらにつきましても共同処理を4月から実施ということを予定しております。

こちらにつきましてはお配りしています資料5と6をベースにご説明したいと思うんですけども、資料5の地方自治法の抜粋の下の方に事務の委託、第252条の14、こちら事務の委託の規定がございまして、協議により規約を定めて事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長、または同種の委員会、もしくは委員をして管理し及び執行させることができるという規定でございまして、こちらの事務の委託の規定に基づきまして、逗子市と葉山町の可燃ごみにつきましては逗子市が葉山町の手務を委託される、受託するという形になります。し尿及び浄化槽汚泥等の処理につきましては逗子市が葉山町に委託すると、葉山町が受託者になるという形の逆の関係の事務委託をするということになります。

この2つの事務委託を4月から実施するわけなんですけれども、こちらにつきましては、先ほど許可業者制度につきましては廃棄物の条例改正の規則改正を今度の定例会、議会の第1回定例会に上程するんですが、あわせてこちらはまたちょっと違った事務委託という観点から逗子市と葉山町との相互の事務委託の議案を今度の第1回定例会に上程する予定となっております。

す。

規約案はまだ葉山町と協議しているところですので、今日おつけすることはできないですけれども、今そのほか規約協定書は葉山町と中身を作成していると、協議しているという状況になります。

説明は以上になります。

【南川会長】 はい、わかりました。

規約はまた、できれば我々含めて委員のメンバーにまた周知いただけるということですね。

【事務局】 作成中でございます。

【南川会長】 いずれにしても法律に基づいてそれはできるわけですので、それを実行するということですね。

何かございますか。よろしいですか。はい。

では、その次に、最後ですが、その他の2でございます。2市1町ごみ処理の広域化検討状況についてご報告をお願いします。

【事務局】 はい。この間、審議会の間でもその都度の状況についてご報告はしてきたところなんです、最近の状況も含めてこれまでの経緯をまとめた資料をお配りしていますので、これをちょっと見ていただいて、最近の状況をご説明したいと思います。

先ほど事務委託の関係の説明でありましたけれども、ずっと鎌倉市との2市で協議会を組んで広域の検討をしてきた、なかなかめどが立たない中で、葉山町を加えて2市1町ということで広域の枠組みを再構築いたしました。これはこの時系列の一覧で言いますと3ページのところの平成28年5月31日に新たに2市1町の検討協議会を設置いたしまして、7月29日に覚書を締結、それ以降、部長以下の協議会と別に、課長級レベルの勉強会と係長級レベルの作業部会を設置してかなり精力的に検討を進めてきたところです。

その中で葉山町との関係につきましては、今回次の、来月から始まる議会に事務委託の議案を提案するというご説明をいたしましたけれども、それに向けてずっとこの間協議を進めてきて、昨年7月からは一部試行的な可燃ごみの受け入れを進めながら、並行してし尿の葉山町での全量の共同処理というところも協議を進めてきて、今回地方自治法に基づく広域連携のための制度としての事務委託の制度を用いて正式な自治法に基づく広域連携をしっかりとやっていくという議案を来月の議会に提案する予定となっています。

いずれにしましても葉山町とは相互の役割分担での連携ということで、可燃ごみは逗子市、し尿は葉山町で、議決をいただければ4月、来年度から正式に共同処理を行っていく。葉山町

の関係ではそのほか容器包装プラスチックを逗子市で、植木剪定枝は葉山町で、あと、将来的には生ごみについて葉山町でということ今並行して検討、協議を進めているという状況でございます。

もう1つ、鎌倉市との関係でございますけれども、これも勉強会、作業部会で鎌倉市の施設見学等をしましていろいろ何らか連携の糸口がないかというところの協議をしているところですが、なかなかこれがまたやはり難しいというところがあります。そういった中、ちょっと新たな動きといたしまして、この時系列の一覧の5ページのところの終わりの平成29年11月24日に開催しました第3回の協議会の会議の場で鎌倉市から逗子市の焼却施設で鎌倉市の可燃ごみを処理できないか、可能性について検討を要請させていただきたいというお話がありました。これにつきましては、今回のこの2市1町の覚書の考え方といたしましても、新規の施設を広域でつくるというのはなかなか協議がこれまでも進んでこなかったというところもありますし、協議が進んだとしても、設置して広域によるメリットが得られるというのも何年も先になるので、そうじゃなくて、それはそれで検討するにしても、まず、今回2市1町での覚書の趣旨としましては、2市1町ともに有料化をやったり、戸別収集をやったりしてごみの減量化をかなり県内でも相当進めている中では、ごみの減量化を極力進める中で、既存の施設の余力の中なるべく既存の施設を有効に活用してそこに処理を集約することで広域連携によるスケールメリットを早期に得られるように鋭意検討していきましょうという考え方です。それに基づきまして、逗子と葉山町で既存施設を利用した共同処理というのを先行して始めるということなんですが、そういった覚書の考え方からすれば、何らかこの逗子市の既存の焼却施設の能力の範囲で鎌倉市のものが受け入れられる余地はあるのかというところは、今後いろいろ分別を細分化したりとか、減量に取り組んでいく中で検討の余地はあるのかなというところでは、最初から可能性を否定するのではなくて、そこはしっかりと覚書の趣旨の範囲で検討は今後していきましょうということにはなっております。あくまでも今後の検討というところではあります。

あとは葉山町の関係でもそうなんですけど、やはり相互の役割分担というところがありますので、鎌倉市での役割分担もしっかりと検討する中で、相互にその辺のところの共同処理が可能なのかというところは、最初から可能性を否定せずにしっかりと協議していきたいということで、そこについても今後検討が進む可能性があるというところをご報告をさせていただきます。

【南川会長】 はい、ありがとうございます。またぜひ進めば議論しましょう。私自身は基

本的には広域化は賛成でありまして、要は効率のいい施設を使って処理も、それから、リサイクルもしたほうが全体的に3R進むんですから、いろんな方の当然理解を得るのは結構ごみ問題大変なんですけども、理解を得ながら少しずつ広域化したほうがより3R進むと思っていますので、ぜひそういう意味では応援をしたいと思います。よろしくをお願いします。

何かよろしいですか、これについては。また今後報告いただいて、我々もぜひ議論したいと思います。

【渡邊委員】 1点だけいいですか。

【南川会長】 はい、どうぞ。

【渡邊委員】 すいません。逗子市、葉山町の循環型社会形成推進地域計画が提出されているということなんですけど、できれば内容だけでも参考で、何でしたっけ、リサイクル施設の意見書でしたっけ。何の意見書でしたっけ。

【鈴木委員】 1ついいですか。先ほどの葉山のごみの受け入れのところで、葉山は容器包装以外にプラスチックも別に集めていますよね。その中で葉山のごみと逗子のごみの違いというか、何か。

【事務局】 一応組成分析というのを必ずやるんですけども、葉山と逗子との違いというところでいうと、やっぱり分別が違うので、中身も若干やっぱり違います。ただ、ちょっと顕著だったのが、葉山町のほうが水分が多かったというのがあって、それはピット周りの構造というのがわかりましたので、そこについては葉山町さんでピットに水が流れないか、若干修繕を加えたりとか、そういった、対応していただきました。特にその葉山町さんのごみをうちで受け入れをしてどういう影響があったかという、徐々に入れているので、そんなに影響ない範囲で、徐々に増やしているという状況です。

【鈴木委員】 すいません、ありがとうございました。

【南川会長】 よろしいですか。

【事務局】 今、渡邊委員さんからのご質問で、この時系列の一覧の一番最後のところの地域計画についてご質問がありました。これは環境省の循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設に対する国の、環境省の交付金をもらうための手続に必要な計画を交付要綱で定められていまして出さなきゃいけないということで、そのための計画を出しているということです。これまでも逗子市の環境クリーンセンターの焼却施設の基幹改良工事をしたときにも、その当時は鎌倉市と逗子市の地域計画ということでそちらを出して交付金を認めていただいて、3分の1の交付金をもらって改良工事を行ったということです。交付金をもらうための手続として必

要な、要件とされている計画を出して環境省に認定してもらうためのものということです。

今回出したものは、基本的には逗子市としての施設整備にかかわるものは入っていませんで、葉山町の、将来的に生ごみを葉山町で処理することも協議しているということなんですけど、それも視野に、葉山町はダイオキシン問題で停止せざるを得なくなった焼却施設がずっと廃炉できずに、解体できずに残ってしまっているものを、これを交付金をもらってやるのが、今回葉山町も加えた広域連携の枠組みをつくったことで初めてできることになります。といいますのは、交付金をもらえる条件といたしまして、5万人以上の自治体では単独で交付金の申請のための地域計画がつくれるんですけど、5万人に満たない自治体の場合は広域で連携して5万人以上の人口要件を満たさないと交付金の対象になってこないということがあります。なので、今回逗子市、葉山町の広域連携に基づく計画を策定することによって、葉山町が焼却施設の解体、あるいはその跡地利用としての生ごみ処理施設、ほかの施設を計画的に整備していく、そういった整備に対する交付金をもらうための計画をつくったということでございます。

12月15日に神奈川県に提出し、県を経由して環境省に提出することになっているんですけども、まだ神奈川県に提出した段階で、神奈川県でまたいろいろ指示を受けて今直す作業とかもしているところで、神奈川県から環境省に提出される段階になっているというところですよ。

【南川会長】 僕の見解だと、そんなに県は、整理はしますけど、中身を変えないですよ。昔申請を受けている立場とすると。

【事務局】 細かい字句の関係であったりとか。

【南川会長】 ああ、そうですか、はい。

【事務局】 あと、整合性の部分をチェックされたりとかということです。

【南川会長】 はい。あんまり県がとやかく言うことじゃないと思うんですけどね。単なる、法律上は県、この場合出てこないですけどね。単なる取り次ぎなんですよ、基本的にはね、はい。ありがとうございます。

よろしいですか。

【渡邊委員】 1点。

【南川会長】 はい、どうぞ。

【渡邊委員】 その件で廃炉にするということはおそらくストックヤードとか今言われた生ごみの施設の話が出てきていると思うんですけども、例えば、その施設規模の中に逗子市のものが含まれるとか、含まれないとか、そういったところの計画論というのは、どこでどうい

う検討を逗子ではやって、葉山でどういう検討が進んでいっしょなのかというのは何かあるんでしょうか。というか、この審議会とかではそういった話は一切しなくてもよろしいんでしょうか。

【事務局】 はい。今回の地域計画は、まず、解体をするためには葉山町の予算も含めた計画このタイミングで出しておきたいというところです。

【事務局】 すいません、計画自体5年間の期間ございまして、そして、その間にその規模ですとか、金額の訂正が可能なんです。それで、現時点で言えば広域化の実施計画を策定中ですので、それがある程度内容的に確定した段階で規模の見直しを行って、再度その変更届で済みますので、その時点では確定した段階で、実際生ごみの処理施設自体は33年ごろにつくる予定でありますので、ちょっと先ですので、まだ規模の確定はこれからになりますので、これからまずは解体して、整地して、整備というのは期間がありますので、だから、今のところは概算規模ということで国には上げてありまして、正式にはこれから議論をしていくという段階にあります。

【南川会長】 広域化の問題はここでもぜひ議論したいと思います。それから、今おっしゃられましたけど、要は解体についての、要するに、補助金を取るためにはそこに何かまたリサイクル施設か何かをつくることを宣言しないと解体の補助金が出ないものですから、そういう補助金上の仕組みでとりあえず出しているというふうには私は認識しているんですけどね。

【渡邊委員】 簡単なストックヤードだけできるんだと思っていたんですけど。

【南川会長】 いや、何か3Rの関係の施設が要るんですよ。そういう問題が、補助金上の問題です。

田宮さん、どうぞ。

【田宮委員】 いや、違います、ごめんなさい。

【南川会長】 いいですか、はい。

どうぞ松岡さん。

【松岡委員】 今お話があったごみ処理広域化実施計画については今後この審議会では何か、会長からも話がありましたけど、諮られてくるものなんじゃないんでしょうか。それともこれ自体はまた別の計画のための計画というところなんですけども、内容を審議するものではないということなんじゃないんでしょうか。

【事務局】 ごみ処理実施計画のほうは行政計画としては重要なものなので、こちらについ

てある程度案ができてきた段階で2市1町各市町の行政計画の策定の手続に沿った手続をや
っていくということをございまして、逗子においても審議会での諮問、あと、パブリックコメ
ントはしていくということになるかと思えます。

ただ、先ほども申しましたとおり、2市1町としての広域連携の具体的なところがまだなか
なか鎌倉市も含めたというところではまとまり切れていないところであり、協議しているんで
すけど、実施計画が案としてでき上がるという段階にはまだ至っていません。ただ、鎌倉市と
しても早い段階で少しその辺のところを、市長選も終わったところである程度早い段階で鎌倉
市としての役割の部分ですとか、そういったところを検討していきたい意向があるようです
ので、今年、来年度の早い段階で少しそういう動きはある可能性があります。そこはそのタイミ
ングで審議会ではちゃんとまたご報告、ご説明を差し上げたいと思えます。

【南川会長】 これからの展開ですけど、いずれにしても議論はぜひしたいと思っています。
その上でどういう形でコミットするかはまた少し皆さんのご意見も聞きながらよく相談させて
いただきます、はい。

あとはよろしいですか。

あとは若干私からの報告だけなんですけど、この審議会とは別なんですけど、私去年の12月か
ら中国政府の環境と開発に関する国際協力委員会の国際委員になりました。日本人は私だけで
ありまして、5年間の任期でございまして。去年も実は5回も中国に行きまして、いろいろ中国
と環境問題一緒に議論してまいりました。廃棄物は直接関係ございせんけれども、中国の環
境問題、皆さん関心をお持ちだと思いますので、また時間があるときに報告させていただこう
と思っております。

ただ、ただいまのことですと、習近平主席以下大変力を入れております。私とその委員に
なったチャイナカウンスルという委員会もその張高麗という副総理が議長をしまして、そ
して、副議長が環境大臣と、それから、さらに国家発展改革委員会の主任と、そういう方もお
られまして、大変実は格式の高い委員会でございます。

北京は、というか、中国は今大変寒うございまして、もともとが今年は北西の風が東アジア
強いんですね。ですから、日本の黒潮も曲がって困っているんですけども、中国も同じでありま
して、風が強い上に、主席が力を入れたのはいいんですけども、石炭を原則使わないみたい
な形で非常に締めつけを強くやっています。したがって、零下になっても学校で暖房を入れな
いかいというのがありまして、いつまでこれが続くのかよくわからないところが実はござい
ます。ただ、空気はきれいになっています。去年に比べるとはるかにきれいになっていますが、これ

がほんとにやれるのかどうかよくわかりませんが、またいずれ機会があれば、私から中国との関係を報告させていただこうと。よろしくをお願いします。

では、よろしいでしょうか。何かございますか。

【事務局】 今後の予定ということでよろしいでしょうか。

【南川会長】 はい。

【事務局】 本日答申の審議をしていただきまして、会長とつけ加える資料の部分のところの調整はさせていただいた上で答申をなるべく近い段階でいただくような形にさせていただきたいと思います。

2月に議会がありますので、答申を受けて市で制度改正に係る条例改正案を提案していくという形で考えております。ご承知のほどよろしくお願ひできればと思います。

次回の審議会につきましては、3月下旬ぐらいに今年度第4回、最後の審議会ということで、議会での審議の状況ですとか、あとはまた広域の状況等をご報告差し上げたいと思っております。できましたら次回の審議会の日程を調整させていただけるとありがたいんですが。

【南川会長】 決めておきましょうか。いつがいいですかね。例えば、年度末になるとどうなんでしょうか。どこもいろいろあるんですかね、ぎりぎりになっちゃうと。そのぐらいの週ぐらいですか。前の週だと22とか、23ぐらいですかね。この辺どうですか、皆さんのご都合。

【山崎委員】 結構です。

【渡邊委員】 私は23はできれば避けたい。

【南川会長】 避けたい。じゃあ、26の週になると、ちょっとまた年度末でいろいろ皆さん詰まってくると思うんですよね。22はどうですか。よろしいですか。22の午後にします？ どちらがいいですか、午前と午後、これ、どちらでもいいですけど。

【渡邊委員】 午後がいいです。

【南川会長】 午後にしましょうか。じゃあ、22日の2時ぐらいでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 よろしいですか。

【南川会長】 では、3月22、木曜日の2時ということで、はい。

【事務局】 午後2時からということで、はい、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

【南川会長】 今日は以上でございます。ありがとうございます。

— 了 —